

リスク管理債権の状況

リスク管理債権（破綻先・延滞債権・3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）

2020年度末のリスク管理債権額合計は111億23百万円で、貸出金残高1兆2,790億23百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.86%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が12億31百万円、「延滞債権」が98億8百万円、「3ヵ月以上延滞債権」が84百万円となっています。「貸出条件緩和債権」はありません。

リスク管理債権額合計111億23百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が109億35百万円となっています。また、「貸倒引当金」を1億58百万円引き当てています。その結果、保全額は110億94百万円となり、リスク管理債権額合計の99.74%をカバーしています。

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
リスク管理債権 合計 (A)	11,394	11,123
破綻先債権	1,215	1,231
延滞債権	9,902	9,808
3ヵ月以上延滞債権	94	84
貸出条件緩和債権	182	—
保全額 (B)	11,353	11,094
担保・保証等による回収見込み額	11,272	10,935
貸倒引当金	81	158
保全率 (B)／(A) (%)	99.64	99.74
貸出金残高 (C)	1,244,519	1,279,023
リスク管理債権比率(A)／(C) (%)	0.91	0.86

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2021年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	11,416	11,144
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,467	4,393
危険債権	6,673	6,667
要管理債権	276	84
保全額 (B)	11,363	11,103
担保・保証等による回収見込み額	11,272	10,936
貸倒引当金	91	167
保全率 (B)／(A) (%)	99.54	99.63
正常債権 (C)	1,234,400	1,269,123
合計 (D)=(A)+(C)	1,245,816	1,280,267
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D) (%)	0.92	0.87

(注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。

2. 単位未満四捨五入しています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金の中で、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が高い貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3ヵ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3ヵ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）貸し出したお金が回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3ヵ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総と信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総と信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受け取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3ヵ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総と信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

資産査定の債務者区分		労働金庫の償却・引当基準			
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位		
対象債権	債権	対象債権	債権		
定義	労働金庫の資産査定規程	定義	処理基準	労働金庫の資産査定規程	
債務者区分		債務者区分	分類		
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 1,231	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 3	
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 1	
			非・Ⅱ分類		
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 3,161	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 58	
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 4	
			非・Ⅱ分類		
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 6,667	破綻懸念先	Ⅲ分類	必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。 119	
			非・Ⅱ分類		
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 4,317	要注意先	要管理債権	Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 107
				非分類	
			要管理債権以外(注5)	Ⅱ分類	
				非分類	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 1,264,773	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 (注1) 4,210	
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 116	その他	—	引当は行わない。(注1)	

(単位：百万円)

債権の区分 (金融再生法に基づく報告・公表)		リスク管理債権の区分 (労働金庫法に基づく開示)	
区分単位	債務者単位	区分単位	債権単位
対象債権	総与信	対象債権	貸出金
定義 債権区分	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	定義 区分	労働金庫法施行規則第114条
(注2)		(注4)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 1,231
(注2)		(注4)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,393 *	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権 6,667 *	延滞債権	9,808
要管理債権 (債権単位)	3ヵ月以上延滞債権	3ヵ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金 (破綻先債権、延滞債権を除く) 84
	貸出条件緩和債権	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金 (破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く) —
正常債権 (注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 1,269,123 *	(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。 (注2) 償却・引当基準と金融再生法の差 (網かけ部分) は、直接償却額分です。 (注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権 (未収利息等) については、正常債権に含まれます。 (注4) 金融再生法とリスク管理債権の差 (網かけ部分) は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の低位二区分の合計額 (貸出金分) にも一致することとなります。 (注5) 要管理債権を有する債務者の、3ヵ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。	

※単位未満四捨五入

事業概況

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

トピックス

営業のご案内

財務データ